

令和4年12月26日

## 令和3年度における地方公務員の懲戒処分等の状況 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)

総務省では、令和3年度における地方公務員の懲戒処分等の状況について、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

- 令和3年度地方公務員の懲戒処分者数等に関する調査結果(抄)
- 懲戒処分者数及び分限処分者数について
- 汚職事件について

(連絡先)

総務省自治行政局公務員部公務員課

担 当：長田課長補佐、荻田係長、椎名事務官

電 話：03-5253-5543

FAX：03-5253-5552

# 令和3年度地方公務員の懲戒処分者数等に関する調査結果(抄)

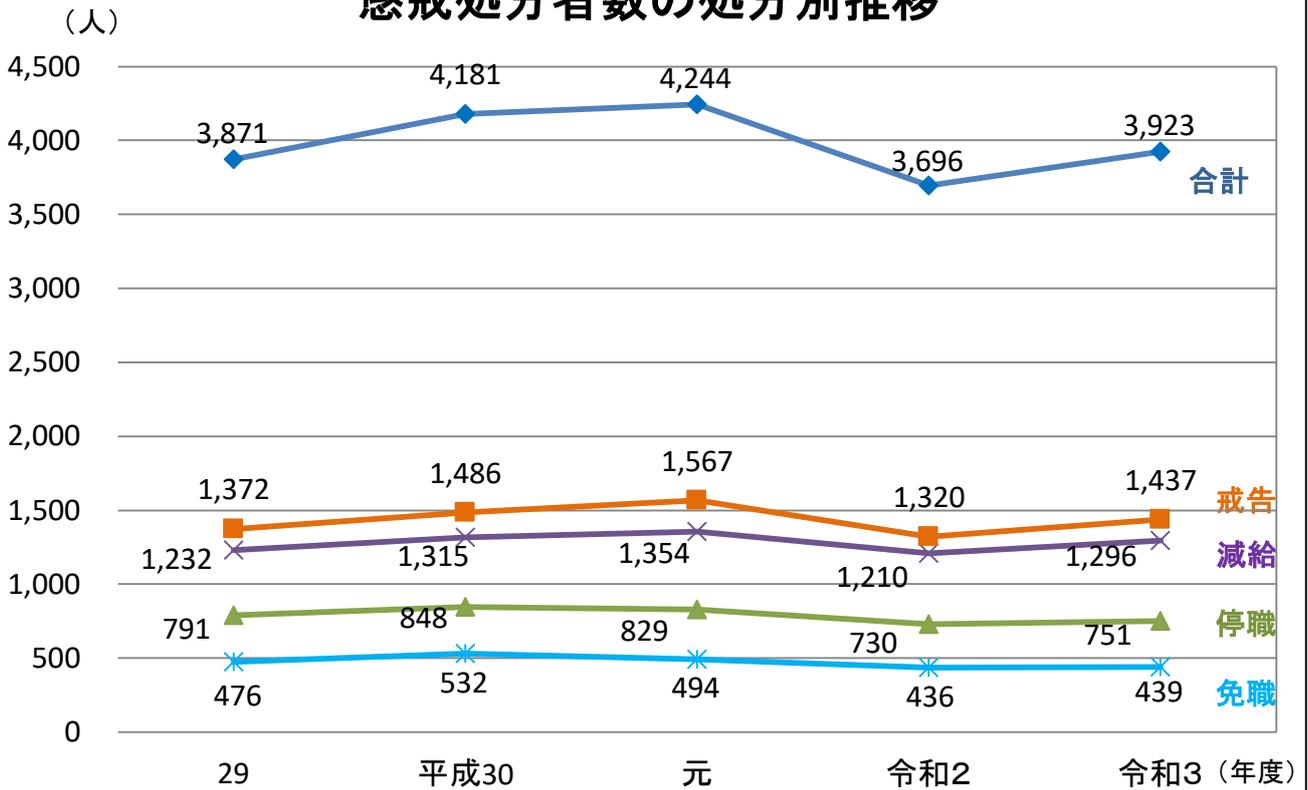
## 1. 懲戒処分者数の状況

- 令和3年度中に懲戒処分を受けた職員数は 3,923人  
(対前年度比 +227人)
- 主な行為別の処分者数
  - ・ 「一般サービス違反等関係」 1,945人 (対前年度比 +253人)  
(不適正な業務処理、勤務態度不良、非違行為等)
  - ・ 「交通事故・交通法規違反」 795人 (同 ▲ 11人)  
(飲酒運転等)
  - ・ 「公務外非行関係」 669人 (同 + 19人)  
(金銭関係の非行、傷害・暴行等)
  - ・ 「監督責任」 337人 (同 ▲ 39人)
- 種類別の処分者数
  - ・ 「免職」 439人 (対前年度比 + 3人)
  - ・ 「停職」 751人 (同 + 21人)
  - ・ 「減給」 1,296人 (同 + 86人)
  - ・ 「戒告」 1,437人 (同 +117人)

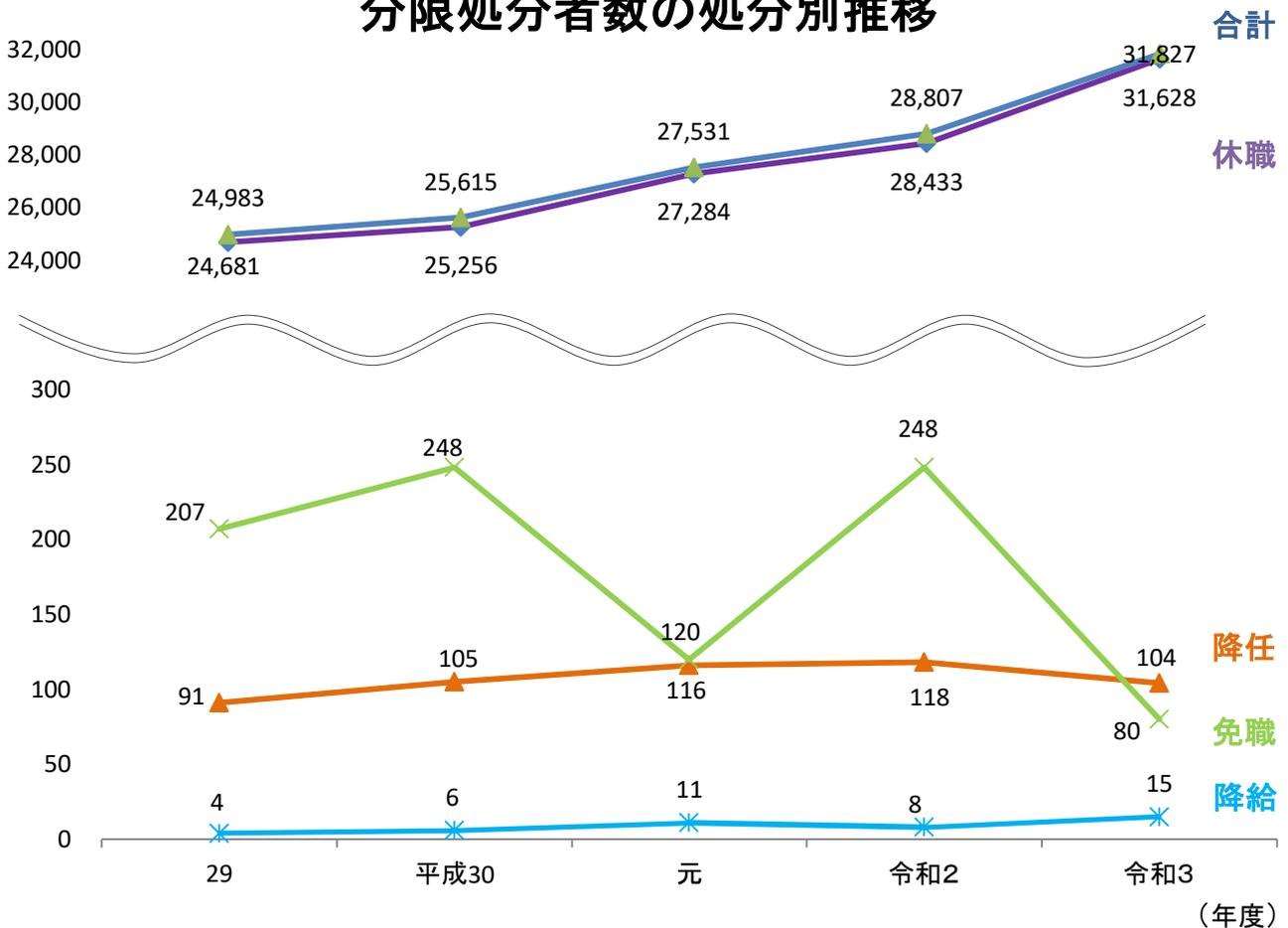
## 2. 分限処分者数の状況

- 令和3年度中に分限処分を受けた職員数は 31,827人  
(対前年度比 +3,020人)
- 主な事由別の処分者数
  - ・ 「心身の故障の場合」 31,521人 (対前年度比+3,177人)
- 種類別の処分者数
  - ・ 「免職」 80人 (対前年度比 ▲ 168人)
  - ・ 「降任」 104人 (同 ▲ 14人)
  - ・ 「休職」 31,628人 (同 + 3,195人)  
うち心身の故障の場合による休職 31,456人 (対前年度比 +3,178人)
  - ・ 「降給」 15人 (同 + 7人)

### 懲戒処分者数の処分別推移



### 分限処分者数の処分別推移



### 3. 汚職事件の状況

- 事件件数 79 件 (対前年度比 +18 件 )  
発生団体数 69 団体 ( 同 +16 団体)  
当事者数 81 人 ( 同 +18 人 )

- 汚職事件のうち  
横領 42 件 (対前年度比 + 7 件)  
収賄 18 件 ( 同 +10 件)

※ 両者を合わせると、汚職事件全体の約 7 割を占める。

- 部門別では  
「土木・建築」(20 件、25.3%)  
「教育」(11 件、13.9%)  
「公営企業」(10 件、12.7%) など

- 態様別では  
「公金等の取扱」(30 件、38.0%)  
「土木建築工事の執行」(22 件、27.8%) など

※ 公金等の取扱の「公金等」には、学校徴収金等、外郭団体・所管団体の運営費等、施設の使用料等がある。

- 事件発生の主な要因 (各項目内の選択肢で複数回答可)

- ・ 監督の不十分 : 46 件

(上司の指導・監督に対する認識不足、事務繁忙のため監督不十分等)

- ・ 業務チェックの不備 : 53 件

(担当者による単独での事務、監査・検査の形骸化等)

- ・ 職員としての資質の欠如 : 81 件

(公金に対する自覚不足、金銭感覚の欠如等)

# 1. 懲戒処分者数及び分限処分者数について

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

- 調査対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村及び一部事務組合、広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の事務に従事している一般職に属するすべての職員である。
  
- この調査は、各地方公共団体が令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に行った懲戒処分及び分限処分に係る職員数の状況を把握するために実施したものである。
  
- なお、この調査における留意事項は次のとおりである。
  - (1) 地方公務員法上、分限処分に係る規定が原則適用除外とされている条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者として調査しているものであること。
  - (2) 令和3年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上しているものであること。

## (1) 懲戒処分者数の状況

- 令和3年度中に懲戒処分を受けた職員数は3,923人であり、前年度に比べて227人増加している。都道府県等では1,455人（対前年度比265人増）、市町村等では2,468人（同38人減）となっている。
- 行為別にみると、全体では「一般サービス違反等関係」1,945人（49.6%）が最も多く、次いで「交通事故・交通法規違反」795人（20.3%）、「公務外非行関係」669人（17.1%）、「監督責任」337人（8.6%）、「給与・任用関係」93人（2.4%）、「収賄等関係」84人（2.1%）の順となっている。
- 種類別にみると、免職439人（対前年度比3人増）、停職751人（同21人増）、減給1,296人（同86人増）、戒告1,437人（同117人増）となっている。

### 懲戒処分者数の状況（行為別・種類別）

（単位：人）

区 分	免 職	停 職	減 給	戒 告	合 計
一般サービス違反等関係 （不適正な業務処理、勤務態度不良等）	136 (130)	304 (316)	783 (660)	722 (586)	1,945 (1,692)
交通事故・交通法規違反 （飲酒運転等）	58 (68)	153 (144)	208 (179)	376 (415)	795 (806)
公務外非行関係 （金銭関係の非行、傷害・暴行等）	172 (167)	255 (241)	144 (177)	98 (65)	669 (650)
給与・任用関係 （受験採用の際の虚偽行為等）	9 (5)	24 (16)	42 (43)	18 (21)	93 (85)
収賄等関係 （横領、収賄等）	64 (66)	15 (12)	5 (7)	0 (2)	84 (87)
違法な職員組合活動 （争議行為等）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
監督責任	0 (0)	0 (1)	114 (144)	223 (231)	337 (376)
合 計	439 (436)	751 (730)	1,296 (1,210)	1,437 (1,320)	3,923 (3,696)

（注）1 （ ）内の数字は、前年度の人数を示す。

2 2以上の事由により懲戒処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

## (2) 分限処分者数の状況

- 令和3年度中に分限処分を受けた職員数は31,827人であり、前年度に比べて3,020人増加している。都道府県等では12,506人(対前年度比856人増)、市町村等では19,321人(同2,164人増)となっている。
- 事由別にみると、全体では「心身の故障の場合」31,521人(99.0%)が最も多く、次いで「刑事事件に関し起訴された場合」101人(0.3%)、「条例に定める事由による場合」86人(0.3%)、「職に必要な適格性を欠く場合」60人(0.2%)、「勤務実績が良くない場合」41人(0.1%)、「職制等の改廃等により過員等を生じた場合」18人(0.1%)の順となっている。
- 種類別にみると、免職80人(対前年度比168人減)、降任104人(同14人減)、休職31,628人(同3,195人増)、降給15人(同7人増)となっている。

### 分限処分者数の状況(事由別・種類別)

(単位:人)

区 分	免 職	降 任	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合	16 (22)	25 (17)	— (—)	— (—)	41 (39)
心身の故障の場合	28 (25)	37 (41)	31,456 (28,278)	— (—)	31,521 (28,344)
職に必要な適格性を欠く場合	24 (40)	36 (60)	— (—)	— (—)	60 (100)
職制等の改廃等により 過員等を生じた場合	12 (161)	6 (0)	— (—)	— (—)	18 (161)
刑事事件に関し起訴された場合	— (—)	— (—)	101 (105)	— (—)	101 (105)
条例に定める事由による場合	— (—)	— (—)	71 (50)	15 (8)	86 (58)
合 計	80 (248)	104 (118)	31,628 (28,433)	15 (8)	31,827 (28,807)

(注) 1 ( )内の数字は、前年度の人数を示す。

2 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上している。

3 2以上の事由により分限処分に付された場合は、主たる事由により計上している。

(参考) 懲戒処分者数及び分限処分者数の推移

【懲戒処分者数】

(単位:人)

年度	免職	停職	減給	戒告	合計
令和3	439	751	1,296	1,437	3,923
2	436	730	1,210	1,320	3,696
元	494	829	1,354	1,567	4,244
平成30	532	848	1,315	1,486	4,181
29	476	791	1,232	1,372	3,871
28	501	858	1,276	1,583	4,218
27	481	805	1,330	1,632	4,248
26	465	885	1,392	1,670	4,412
25	484	978	1,422	1,847	4,731
24	510	947	1,541	1,764	4,762

【分限処分者数】

(単位:人)

年度	免職	降任	休職	降給	合計
令和3	80	104	31,628	15	31,827
2	248	118	28,433	8	28,807
元	120	116	27,284	11	27,531
平成30	248	105	25,256	6	25,615
29	207	91	24,681	4	24,983
28	125	95	24,110	6	24,336
27	181	102	24,048	3	24,334
26	272	127	24,022	1	24,422
25	417	107	23,688	1	24,213
24	939	110	24,136	0	25,185

(注) 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上している。

〈参考〉懲戒処分者数及び分限処分者数(団体区分別)

【懲戒処分者数】

(単位:人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
都道府県等	213	319	541	382	1,455
市町村等	226	432	755	1,055	2,468
計	439	751	1,296	1,437	3,923

(注) 「都道府県等」には、二以上の都道府県が設立している一部事務組合等が、「市町村等」には、特別区及び一部事務組合等(二以上の都道府県が設立しているものを除く。)が含まれる。

【分限処分者数】

(単位:人)

区分	免職	降任	休職	降給	合計
都道府県等	21	11	12,474	0	12,506
市町村等	59	93	19,154	15	19,321
計	80	104	31,628	15	31,827

(注) 1 同一年度中に同一の者が複数回にわたって休職処分に付された場合、その者を1人として計上している。  
 2 「都道府県等」には、二以上の都道府県が設立している一部事務組合等が、「市町村等」には、特別区及び一部事務組合等(二以上の都道府県が設立しているものを除く。)が含まれる。

## 2. 汚職事件について

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

- 調査対象となる者は、都道府県、政令指定都市、市、特別区、町村、一部事務組合及び広域連合（以下「一部事務組合等」という。）の事務に従事している特別職（首長、議員、その他の特別職）の地方公務員及び一般職の地方公務員（地方公務員としての身分を有しつつ公社等の事務に従事している者を含む。）である。
  
- この調査は、地方公共団体及び地方三公社、地方公務員共済組合、公益的法人等（以下「公社等」という。）において、令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）に発覚した汚職事件の状況を把握するために実施したものである。
  
- なお、この調査における用語の定義は次のとおりである。
  - 汚職： 私利私欲のために職に関して不正をなすことをいうものであること。
  - 発覚： 公選される職（首長、議員）にある者が関係した汚職事件については、起訴された場合、それ以外の特別職及び一般職が関係した汚職事件については、地方公共団体においてその事実を確認した場合、又は事実を確認していないが起訴された場合をいうものであること。

## 汚職事件の状況

- 令和3年度中に発覚した汚職事件の件数は79件（対前年度比18件増）、これらの事件が発生した団体は69団体（同16団体増）、当事者として汚職事件に関係した職員（関係職員）は81人（同18人増）である。
- 汚職事件を種類別にみると、横領事件が42件（対前年度比7件増）、収賄事件が18件（同10件増）であり、両者で全体の76.0%を占めている。  
また、関係職員数を種類別にみると、横領事件に42人（対前年度比7人増）、収賄事件に20人（同12人増）が関係しており、これらの事件に関係した者が全体の76.6%を占めている。
- 汚職事件を態様別にみると、「公金等の取扱」に関するものが30件（38.0%）、「土木建築工事の執行」に関するものが22件（27.8%）となっている。
- 汚職事件を部門別にみると、土木・建築部門が20件（25.3%）、教育部門が11件（13.9%）、公営企業部門が10件（12.7%）となっている。

### （1）件数、団体数、関係職員数

区 分	件 数 (件)	団 体 数 (団体)	関係職員数 (人)
都 道 府 県 等	11 (8)	8 (7)	11 (8)
市 町 村 等	68 (52)	61 (45)	70 (54)
公 社 等	0 (1)	0 (1)	0 (1)
計	79 (61)	69 (53)	81 (63)

（注）1 （ ）内の数字は、前年度の人数等を示す。

2 「都道府県等」には、二以上の都道府県が設立している一部事務組合等が、「市町村等」には、特別区及び一部事務組合等（二以上の都道府県が設立しているものを除く。）が含まれる。「公社等」は、地方三公社、地方公務員共済組合及び公益的法人等である。

(2) 汚職事件の種類別内訳

区 分	件 数		関 係 職 員 数	
	件 数 (件)	全体に占める 割 合	職 員 数 (人)	全体に占める 割 合
横 領	42 (35)	53.2%	42 (35)	51.9%
収 賄	18 (8)	22.8%	20 (8)	24.7%
詐 欺	2 (1)	2.5%	2 (1)	2.5%
背 任	1 (0)	1.3%	1 (0)	1.2%
職 権 濫 用	1 (4)	1.3%	1 (4)	1.2%
公 文 書 偽 造	1 (1)	1.3%	1 (1)	1.2%
そ の 他	14 (12)	17.7%	14 (14)	17.3%
計	79 (61)	100.0%	81 (63)	100.0%

(注) 1 ( ) 内の数字は、前年度の人数を示す。

2 全体に占める割合は四捨五入のため、合計が 100%にならない場合がある。

(3) 汚職事件の態様別内訳

区 分	件 数		関 係 職 員 数	
	件 数 (件)	全体に占める 割 合	職 員 数 (人)	全体に占める 割 合
公 金 等 の 取 扱	30 (23)	38.0%	30 (23)	38.5%
土 木 建 築 工 事 の 執 行	22 (9)	27.8%	23 (9)	25.6%
物 品 等 の 購 入 ・ 役 務 の 提 供	3 (12)	3.8%	3 (14)	3.8%
税 の 賦 課 ・ 徴 収	2 (1)	2.5%	2 (1)	2.6%
各 種 検 査 ・ 審 査 ・ 検 定	0 (1)	0.0%	0 (1)	0.0%
用 地 買 収	0 (1)	0.0%	0 (1)	0.0%
補 助 金 ・ 融 資	0 (1)	0.0%	0 (1)	0.0%
そ の 他	22 (13)	27.8%	23 (13)	29.5%
計	79 (61)	100.0%	81 (63)	100.0%

(注) 1 ( ) 内の数字は、前年度の人数を示す。

2 全体に占める割合は四捨五入のため、合計が 100%にならない場合がある。

(4) 汚職事件の部門別内訳

区 分	件 数		関 係 職 員 数	
	件 数 (件)	全体に占める 割 合	職 員 数 (人)	全体に占める 割 合
土 木 ・ 建 築	20 (5)	25.3%	21 (7)	25.9%
教 育	11 (14)	13.9%	11 (14)	13.6%
公 営 企 業	10 (6)	12.7%	10 (6)	12.3%
総 務	9 (7)	11.4%	10 (7)	12.3%
農 林 ・ 水 産	7 (0)	8.9%	7 (0)	8.6%
民 生 ・ 労 働	3 (3)	3.8%	3 (3)	3.7%
商 工	3 (7)	3.8%	3 (7)	3.7%
企 画 ・ 開 発	2 (7)	2.5%	2 (7)	2.5%
衛 生 ・ 環 境 ・ 公 害	2 (7)	2.5%	2 (7)	2.5%
そ の 他	12 (5)	15.2%	12 (5)	14.8%
計	79 (61)	100.0%	81 (63)	100.0%

(注) 1 ( ) 内の数字は、前年度の人数を示す。

2 全体に占める割合は四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。

(5) 関係職員の内訳

(単位：人)

区 分	特 別 職				一 般 職	合 計
	首 長	議 員	そ の 他	計		
令 和 3 年 度	8	3	2	13	68	81
令 和 2 年 度	6	1	1	8	55	63

## (6) 汚職事件発生の要因

○ 令和3年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等(69団体)が、汚職事件発生の要因として指摘している事項は次のとおりである。(複数回答団体あり)

区 分	回 答 数
1. 組織・制度上の問題	116
(1) 監督の不十分	(46)
(2) 制度及び制度運用上の問題	(27)
(3) 特定職員への権限集中	(24)
(4) 人事の停滞	(19)
2. 職務遂行上の問題	103
(1) 業務チェックの不備	(53)
(2) 会計管理の不備	(34)
(3) 公印等の管理の不備	(16)
3. 職員としての資質の問題	101
(1) 職員としての資質の欠如	(81)
(2) 職員と業者の癒着	(20)
4. 外部的要因による問題	5
(1) 業者の競争	(4)
(2) 社会的な要因	(1)
5. その他	32

(7) 汚職事件再発防止のための措置

- 令和3年度中に汚職事件が発覚した地方公共団体等(69 団体)において、汚職事件の再発を防止するための主な措置は次のとおりである。

(単位：件)

区 分	措 置 項 目	実施済	実施予定
法令・規程の整備	サービス関係規程の整備	11	5
	事務分掌、決裁等関係規程の整備	8	2
	契約、入札等関係規程の整備	7	6
	サービス管理体制(人事管理員等)の整備	6	0
人事配置、任用上の改善	人事の刷新	9	3
	要員の充実	3	5
事務執行方法の改善	チェックシステムの整備・強化	34	1
	事務点検、調査の実施	29	1
	日常執務の改善	21	5
	会計事務の改善	21	3
サービス管理の整備強化	通達の発出	47	0
	訓示	33	0
	特別研修の実施	23	2
	相互注意の喚起	19	0

(注) 区分ごとに、関係団体が実施済み、又は実施する予定である主な措置を抽出(複数回答団体あり)。